

情報公開・個人情報保護審議会

第3回 特定個人情報保護評価部会議事録

1 日 時：平成27年6月22日(月) 午後6時～午後7時20分

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター2階 市政情報室

3 出席者：

(1) 部会委員

稲垣総一郎委員、多賀谷一照委員

(2) オブザーバー委員

内山洋委員

(3) 事務局

金森政策法務課市政情報室長、石川同課主査、土井同課主任主事、中村同課主事

(4) 実施機関

(健康保険課)

大木健康保険課長補佐、安藤同課主査、梶原同課主事

(保健福祉総務課)

大川保健福祉総務課主査、米満同課主任主事

(情報システム課)

吉田情報システム課主査、渡辺同課主任主事

(業務改革推進課)

小林業務改革推進課主査、豊田同課主任主事

4 議 事：

(1) 全項目評価書の第三者点検について

ア (旧) 福祉システム (後期高齢者医療事務)

(2) その他

5 議事の概要：

(1) 全項目評価書の第三者点検について

実施機関から全項目評価書の説明を受けて、意見交換をした。

(2) その他

議事録の確定方法について確認した。

6 会議経過：

(金森市政情報室長) 本日は、大変お忙しい中、また遅い時間にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

市政情報室長の金森でございます。昨年度までは政策法務課の課長補佐として出席させていただきましたが、4月の人事異動に伴い、今年度は市政情報室長として出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、多賀谷部会長さん、よろしくお願いいたします。

(多賀谷部会長) ただいまから第3回特定個人情報保護評価部会を開催します。

本日は、藤谷委員が欠席ですが、部会委員3名中2名出席で、半数以上出席しています

ので、千葉市情報公開・個人情報保護審議会設置条例第6条第2項の規定により本部会は成立しております。

また、内山委員におかれましては、ご希望がありましたので、オブザーバーとして出席していただいております。

議事（１） 全項目評価書第三者点検について

（多賀谷部会長） それでは、議事（１）「全項目評価書第三者点検について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

◆ 今後のスケジュール

（金森市政情報室長） 資料１「特定個人情報保護評価スケジュールについて」をご覧ください。情報公開・個人情報保護審議会（親会）及び、特定個人情報保護評価部会で行う、今年度の保護評価のスケジュールでございます。

まず、マイナンバー制度のスケジュールを説明いたします。

資料の一番上、「国の動き」欄をご覧ください。今年、平成27年の10月からマイナンバーの付番・通知が開始されまして、実際には来年の28年1月に個人番号の利用が開始されます。また、再来年の29年1月からは「マイナポータル」の運用開始、つまり、市民が自分の特定個人情報のやりとりの記録を閲覧することができるようになり、また、国の情報提供ネットワークを通じた特定個人情報のやりとりが開始されます。そして、再来年の29年7月には、地方公共団体間でも情報の連携がなされる、マイナンバー制度はこのようなスケジュールになっています。

したがって、この特定個人情報保護評価も、特定個人情報を保有し始める当初の評価につきましても、昨年度と今年度の2年間にほぼ集約されることとなります。

次に、今年度の特定個人情報保護評価の対象事務ですが、（旧）福祉システムの「後期高齢者医療事務」、また、介護システムにおける「介護保険事務」、（新）福祉システムにおける「後期高齢者医療事務」、住民記録システムの「住民基本台帳に関する事務」、国民健康保険システムの「国民健康保険事務」、国民年金オンラインシステムの「国民年金事務」が、その対象となります。「後期高齢者医療事務」は、（旧）と（新）が重複しておりますので、事務数は5つになります。

今年度は、その5つの事務をその運用開始や要件定義の時期に応じて、評価の時期を2つのグループに区分して評価を行っていかうと考えております。

なお、このうち、国民年金事務は、昨年度は全項目評価を予定していなかった事務です。

本年度改めて「しきい値判断」を行い、その対象者数等を確認したところ、国民年金事務につきましても、対象者が30万人以上いることが判明しましたので、今年度改めて全項目評価の対象に加えたものです。

また、昨年度予定していた保健医療・衛生情報システムの「がん検診等関係事務」につきましても、今年度に入り、再度マイナンバーを使うか否か所管局で検討したところ、マイナンバーを使わず、その他の宛名番号で管理しても、市として何ら支障がないと判断し、マイナンバーを使用しないことといたしました。したがって、特定個人情報保護評価も実施しないこととなります。

それでは、資料1の中の「（旧）福祉システム（後期高齢者医療事務）」の所に目を戻していただきたいと思っております。

その下に「特定個人情報保護評価スケジュール」欄がございまして、①から⑨までの項

目があります。これらの項目は昨年度の保護評価と同一の項目となっております、この保護評価部会の委員が直接に関わることとなるのは、④の「第3回保護評価部会（事前点検）」、⑥の「第4回保護評価部会（第三者点検）」、⑦の「第16回情報公開・個人情報保護審議会（親会への報告・答申）」の3つです。

まず、④の本日の保護評価部会（事前点検）では、4つの審議事項「今年度の進め方及びスケジュールの確認（事務局）」、「関係機関への確認事項の進捗状況の確認（業務改革推進課）」、「評価書の説明（担当課）」、「質疑応答」をご審議いただき、また、本日出ななかったご意見・ご要望についても、7月21日までに事務局まで提出いただきたいと思いますと考えております。

この7月21日の期日は、実は本日から、マイナンバー法に基づく市民意見聴取手続きを開始しております、その意見の募集期限と同日となります。

7月21日までにいただいた委員や市民から出たご意見・ご要望につきまして、その対応を1週間強かけて検討し、8月6日の第4回保護評価部会（第三者点検）で説明させていただき、当日の保護評価部会ではそれに対する質疑や審議会（親会）に対する報告案を審議したいと考えております。

なお、情報公開・個人情報保護審議会（親会）への報告は8月27日を予定しています。

これが一連の流れになります。残る5事務につきまして、これと同様の手続きで進めようと考えております。なお、事務のスケジュール上、残る5事務の保護評価部会（事前点検）の開催につきましては、8月27日の審議会（親会）の散会後に、引き続き開催することを予定しております。

なお、本日ご欠席の藤谷委員につきましては事前に連絡済みですが、明日以降、早急に事務局の方から、今ご説明したスケジュールや本日の審議状況等を説明し、本日これから説明する後期高齢者医療事務の評価書等についての意見も他の部会委員と同様、7月21日までにいただくことを考えております。

また、別件になりますが、27年2月の第14回審議会（親会）でご説明した、マイナンバー法施行に伴う規定の整備、再委託者・派遣労働者について条例の罰則適用対象に含めること、これを内容といたしました個人情報保護条例の改正議案につきましては、本年9月に開会の市議会に付議する予定でございます。

以上が、スケジュールについての説明でございました。

◆ 中間サーバーについて

（金森市政情報室長） それでは資料2「中間サーバーについて」をご覧ください。前回の審議会からの「（旧）住民記録オンラインシステム」と「税務システム」の答申で、諮問に対する意見の中で、「全項目評価書（案）の一部に関係機関への確認等が必要と思われる記載がある」との記載がありました。中間サーバーに関する国からの情報提供の状況についてご説明いたします。

意見照会の方法としましては、デジタルPMOや総務省へのメール照会という形で行いました。

質問と国からの回答につきまして、ここで読み上げさせていただきます。

まず、質問1として「地方公共団体情報システム機構が中間サーバーに関する記載例を作成するにあたり、実施した評価結果やリスク分析の結果等について情報提供していただきたい」というものであります。

これに対する国の回答は、「リスク分析については、セキュリティの観点でのリスクの洗い出しとその対策を検討しております。なお、個人情報保護評価の記載例については個

個人情報保護委員会において内容の適合性・妥当性について評価が行われております。」となっております。

なお、この件につきましては、セキュリティ上問題があるということで、非公開という前提ではございますが、国から情報提供がございました。これが、今回、資料とは別に配付させていただきました資料でございます。

こちらは、国から情報提供があった資料でございますが、2ページ目と5ページ目に「中間サーバー・ソフトウェアが前提とする利用環境例」につきまして、共用の環境にある場合とそうでない場合に区分し、それぞれ3ページ目以降、または6ページ目以降に「脅威」と「対策」に区分して記載してございますので、後ほどご確認いただきたいと考えております。

それでは資料2「中間サーバーについて」に戻ってください。

質問2として、「地方公共団体システム機構が作成した中間サーバーに関する記載例には、不正な利用を未然に防止あるいは被害の拡大を防止するための対策としてアクセスログ等を記録するとあるが、記録した情報をどのように活用して対策（例えばアクセスログを定期的に監視する仕組みを整理）を行うのか、についての記載がないことから、「ベネッセの個人情報漏えい事件が考慮されていないのではないか」との意見があったため、今後、必要に応じて記載例を更新していただきたい」というものであります。

これに対する国の回答は、「自治体中間サーバー・ソフトウェアとしてはアクセスログをCSVファイルとして出力する機能を設けており、ログファイルをどのように扱うかについては各団体の運用によるものと認識しております。各団体において必要な措置をご検討いただきたいと考えております」となっております。

それでは、資料2の裏面をご覧ください。こちらは、保護評価部会の中で出た部会委員から直接いただいた質問、5点でございます。こちらにつきましても、総務省にそのまま示し、可能な限りの回答を求めたところでございますが、本日、先ほど、メールで回答がありましたので、あわせて口頭でご説明させていただきたいと考えております。

まず、主な意見（1）の「どのようなリスク分析を行った結果、このような記載例に至ったかという、バックデータを国に示していただきたい。」についてでございます。

これは、先ほど、申し上げたとおり、非公開資料にある「脅威」と「対策」のとおりとのことではございました。

次に、主な意見（2）でございますが、これは「保守・運用を行う事業者が、特定個人情報を消去することについてのリスク対策」についてでございます。

これについては、データベースに係る機器において作業を行う際は、作業前にバックアップを取得する想定であるということ。また、何らかの事由により、作業中に副本データが失われた場合は、そのバックアップデータによるリストアを実施することを想定していること。また、特定個人情報の格納されるデータベースは暗号化されているため、ハードウェアから直接アクセスされても特定個人情報にアクセスはできない設計となっていること。最後に、ハードディスク交換などを行う際は、物理破壊を原則としてデータ消去を行い、その証明書を受領する想定であるということではございまして、その方法等については現在J-LIS（地方公共団体情報システム機構）において運用設計中であるという回答でございました。

次に、主な意見（3）でございますが、「成りすましによる照会に対してのリスク対策が記載されていない」というものでございます。

これにつきましても、（1）と同様、資料にある「脅威」と「対策」のところ、各種の「成りすまし」について触れているとのことではございました。

次に、主な意見（4）でございますが、こちらは表面の質問2と内容が重複しますが、

「ベネッセの個人情報漏えい事件を考慮すれば、アクセスログをとっているだけではリスク対策として不十分であり、未然に防止あるいは被害の拡大を防止するためには、アクセスログを定期的に監視する仕組みが必要である。」というものでございます。

こちらは先ほどの質問2の回答にあるとおり、「ログファイルをどのように扱うかは各団体の運用によるものであり、各団体において必要な措置をご検討いただきたいと考えております」との回答でございました。

これにつきましては、情報関係の課と評価書の記載内容等を早急に協議し、次回以降の部会において、その対応策を示したいと考えています。

最後に、主な意見（5）は、「クラウドサービスを前提とした場合の、地方公共団体とJ-LISとの関係性、また、その場合の番号法の罰則の適用関係」についてでございました。

これにつきましては、中間サーバーに格納される副本データは、あくまで地方公共団体がその内容について管理するものであること。次に、何らかの事由により、地方公共団体の副本データが失われた場合、バックアップデータによるリストアを実施する、もしくは地方公共団体により、再度副本データを登録していただくことを想定していること。最後に、番号法の罰則については、総務省は判断しかねるものの、少なくとも、地方公共団体とJ-LISは、サービス利用者とサービス提供者としての関係でしかなく、少なくとも委託と受託の関係でないとの回答がございました。

以上が、前回の保護評価部会におきまして引き続き審議等することとなっていた事項につきましの説明でございます。

繰り返しになりますが、「第三者点検における主な意見」の（4）につきましては、次回以降の部会で、市の対応をご説明したいと考えております。

事務局からの説明は、以上になります。

【意見交換等】

（多賀谷部会長） 国からのメールでの返答については、何らかの回答文として別途通知がされるのですか。

（金森市政情報室長） おそらく、このメールに留まると思われれます。情報提供できるものは、本日、お配りした非公開資料になりますが、文面での回答については、特に国へ求めていません。

（多賀谷部会長） それでは、先ほど、事務局が口頭で説明した国からの回答については、ペーパーにまとめていただけますか。

（金森市政情報室長） はい。早急に作成します。

（多賀谷部会長） 主な意見（5）にあります、クラウドサービスに関する番号法の罰則の適用については、総務省では、判断しかねるとう回答でしたね。

（金森市政情報室長） はい。主な意見（4）のアクセスログを定期的に監視する仕組みについては、各自治体で考えなさい、主な意見（5）については、クラウドサービスは、委託関係にはないと、まさにクラウドサービスの利用者という回答でございました。

（多賀谷部会長） ただいまの説明について何かご質問ありますか。

（稲垣委員） 多賀谷部会長がおっしゃったように、「第三者点検における主な意見」に対する国からの回答については、口頭での説明だけでなく、ペーパーに記載していただいた方が分かりやすいですね。

（金森市政情報室長） 早急に対応させていただきます。

◆ ア（旧）福祉システム（後期高齢者医療事務）

（多賀谷部会長） それでは、（旧）福祉システム（後期高齢者利用事務）について所管課からご説明をお願いします。

【実施機関の説明】

（大木健康保険課長補佐） 座ったままで失礼いたします。健康保険課課長補佐の大木と申します。

資料3「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」の3ページの「I 基本情報」の「1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務」をご覧ください。後期高齢者医療制度について、概略をご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、高齢者と現役世代の負担を明確にし、社会全体で高齢者の医療費を支え合うために作られたもので、都道府県単位で全ての市町村が加入いたします「後期高齢者医療広域連合」以下、広域連合と略称させていただきますが、広域連合が保険者となるものです。

この仕組みがスタートいたしましたのは、平成20年4月で、今年度で8年目に入りました。千葉県内の被保険者数は、直近の5月時点の速報値では約66万人で、そのうち本市の被保険者数は約10万人になります。

広域連合と各市町村で事務を分担し合いながら業務を進めておりまして、広域連合では、保険料の賦課決定、保険事故、つまり病気になった場合に対する給付などを行っております。

一方、各市町村が行っている事務については、保護評価書に列記しています。代表的なものとして15事務ありまして、概略としては、主に申請書受付ですとか、窓口業務、それから保険料の徴収業務などを行っております。広域連合の事務所は県内に1か所しかありませんので、住民に近い所の事務というものは各市町村の方で担当する形です。

このうち、保護評価書には、千葉市が行う事務を15項目記載しましたが、このうちの1番の「被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付」、4番の「医療給付に関する申請及び届出の並びに証明書の引渡し」、5番の「保険料に関する申請書の受付」、7番の「保険料の徴収」、10番の「保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付」、12番の「保険料の減免に係る申請書の提出の受付」、14番の「申告書の提出の受付」、15番の「上記に掲げる事務に付随する事務」についてが、特定個人情報を扱う予定です。

次に、4ページの「2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」をご覧ください。本事務に使用いたしますシステムについてご説明申し上げます。

本事務では2つのシステムを利用いたします。「システム1」の部分が「福祉総合情報システム」です。

一方、5ページの「システム2」の部分が、「千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム」と呼ばれるものです。こちらは平成20年度に制度がスタートしたときに全国統一的なシステムとして全国に配られているパッケージシステムでございまして、俗に「標準システム」と呼ばれております。今後、説明の中で、標準システムという言葉を使わせていただきます。

システム1の「福祉総合情報システム」で行っている事務についてですが、保健・福祉に関する事務として、全部で17事務あります。上から6番目に記載されています「後期高齢者医療事務事業」についても、このシステムを使っております。

主な機能といたしましては、被保険者の資格情報などを管理いたします「資格機能」、保険料の状況を管理いたします「賦課機能」、徴収を管理する「徴収機能」の3つの機能を有しております。

他のシステムとも接続、連携につきましては、代表的なものとしては、資格管理に必要になります住民記録と連動する必要がありますので、既存の住民基本台帳システムとの接続、それから、賦課に当たっては税務記録が必要になりますので、税務システムとも連携しております。他には、先ほど説明した標準システムや、福祉総合情報オンラインシステム、介護保険システム、国民健康保険システム、保健医療・衛生情報システムと、接続しております。

次に、5ページのシステム2「千葉県後期高齢者医療広域連合電算処理システム（標準システム）」についてですが、広域連合が運用するシステムで、広域連合に設置されております標準システムサーバー群と県内の各市町村に設置されております、窓口端末で構成されております。

こちら標準システムの機能についてですが、被保険者の資格情報などを管理します「資格管理業務」、保険料の状況を管理します「賦課・収納業務」、療養費、保険給付、一般の給付情報を管理します「給付業務」、3つの機能を有しています。

他のシステムとの接続状況については、こちらの標準システムは、本市の福祉総合情報システムと接続しておりまして、システム1の「福祉総合情報システム」とシステム2の「標準システム」は相互に接続、連携している状況でございます。

次に、保護評価書の6ページの「3 特定個人情報ファイル名」をご覧ください。ファイル名は、「後期高齢者医療ファイル」と申します。

次に、「4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由」ですが、まず、事務実施上の必要性といたしましては、被保険者資格や給付の情報等を個人番号により正確、かつ効率的に検索・照会するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市区町村で従来から使用しております宛名番号、それから、後期高齢者医療広域連合で付番しております被保険者番号、これは保険証にも付しておりますが、このような番号を個人番号と紐づけして管理する必要があるということで、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療ファイルを保有するものでございます。

また、実現が期待されるメリットといたしましては、このファイルを有すれば、資格管理、それから保険給付管理、保険料の賦課や収納管理といった一連の業務が正確、かつ効率的に運営することができますので、このようなメリットを期待いたしまして、特定個人情報ファイルを取り扱うものでございます。

法令上の根拠といたしましては、番号法第9条、それから番号法に定めます厚生労働省令の規定に従いまして取り扱ってまいります。

また、情報提供ネットワークシステムによる情報連携については、現在のところ実施の予定はございません。

具体的な事務フロー、それから情報の流れについては、7ページから10ページに図解の形でまとめさせていただいております。こちらをご確認いただきながら、本日ご審議いただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

【意見交換等】

(多賀谷部会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について何かご意見ございますか。

ところで、もう一つ特定個人情報保護評価書がありますが、こちらは、「参考」と朱書きスタンプされてありますが、こちらは、千葉県後期高齢者医療広域連合が作成した保護評価書ですか。

(金森市政情報室長) そうです。

(多賀谷部会長) 千葉市の保護評価書の7ページの図解に対応するのは、広域連合の保護評価書の6ページの図解ということですね。

(金森市政情報室長) そうです。広域連合の評価書の6ページの「事務の内容」については、千葉市の保護評価書の7ページのものにほぼ対応するものになります。それ以降、業務の内容によって資格管理業務から賦課徴収業務などが入ってきまして、ほぼ同じ表を使っています。

(多賀谷部会長) 広域連合というものは、千葉市とは別の団体ですが、これまでの説明では、広域連合と各市町村の間では、情報提供ネットワークシステムは使わないということですね。

(金森市政情報室長) はい。接続する予定はありません。

(多賀谷部会長) ということは広域連合と市町村とは、システム1とシステム2において直接つながって、そこで情報のやり取りをしているということになりますよね。

当然、広域連合は千葉県内の全市町村の情報がそこにデータベース化されており、ということは、基本的には、千葉県内の全市町村とこれと同じような図になっているわけですね。

(金森市政情報室長) はい。

(多賀谷部会長) 県内では、広域連合の事務所は千葉市内にありますので、千葉市とは距離的に近いですが、他の市町村とは距離的に離れているので、その間はL G W A N (総合行政ネットワーク)の回線で繋がっていると理解してよろしいですね。

(大木健康保険課長補佐) L G W A Nではなく、専用線で繋がっています。

(多賀谷部会長) 千葉市のシステム1の「福祉総合情報システム」では、番号法の個人番号ではなく、従来から使用している千葉市の宛名番号で管理しているのですか。

(金森市政情報室長) はい。千葉市の内部では、従来の宛名番号を使っています。

(多賀谷部会長) 広域連合では、後期高齢者被保険者番号で付番しているわけですね。

(大木健康保険課長補佐) そうです。

(多賀谷部会長) その紐付けして管理する必要があるということですか。全部の紐付けは、データベース間で自動的に行われると理解してよろしいですか。

(大木健康保険課長補佐) システム的に自動的に行われます。

(多賀谷部会長) 情報ネットワークシステムを使っているわけではないのだから、その都度照合しているのではなく、千葉市のシステムと広域連合のシステムの間で、宛名番号と被保険者番号の読み替えをしているという感じになっているのですか。

(大木健康保険課長補佐) 一つの対象者を特定するために複数の番号が付番され、その複数の番号を自動的に同じ対象者と紐づけて管理しています。

(多賀谷部会長) あるいは、千葉市のシステム1の「福祉総合情報システム」に、後期高齢者被保険者番号がそのまま、記録されていると理解してよろしいですか。

(大木健康保険課長補佐) まず、千葉市から広域連合に宛名番号を送りまして、それを広域連合の後期高齢者被保険者番号を付番して、紐付け、その情報は、再度、千葉市に戻ってきます。したがって、千葉市の方でも、後期高齢者被保険者番号を見ることができる状態になります。

(多賀谷部会長)

見ることができる状態ということは、その場合、千葉市のシステムと広域連合のシステム、どちらを使っているのか、よく分からないですね。いずれにしろ、2つのシステムがお互いの情報を共有している、まさに共通のシステムになっているということですか。

(大木健康保険課長補佐) 千葉市から見れば、共通番号は2つあるように見えて、ただ、宛名番号というのは各市町村によって異なりますので、広域連合としては全ての県内の市

町村を見るというときには、被保険者番号で確認をしているということになります。千葉市の職員としては、宛名番号でも、被保険者番号でも、どちらでも検索や確認ができる状況です。

(多賀谷部会長) 広域連合としては、千葉市の宛名番号は必要ないでしょうが、千葉市の情報が、広域連合の標準システムを通じて、他の市町村に流れるかどうかということは、このシステムの中でセキュリティとして担保しているという理解でよろしいですか。

つまり、例えば、仮に、ある市町村においてはセキュリティのレベルに問題があった場合、広域連合、そして、その市町村を通じて、県内の全部の後期高齢者のデータが抜き取られてしまうということはあるかということです。

(健康保険課) 例えば、千葉市ではセキュリティが万全であって、広域連合においては外部につながる線と繋がっていないから、セキュリティ上は問題ない。ただし、もし、他の市町村から千葉県全体の情報を盗み出すことは可能かということですね。

(多賀谷部会長) そうですね。

(健康保険課) それについては、再度、確認させていただきます。

(多賀谷部会長) つまり、広域連合のシステムに脆弱性があるかどうかということになります。おそらく、各市町村から他の自治体に入って行って、その自治体のデータにまでアクセスできるというようなシステムにはなっていないでしょう。

(金森市政情報室長) 広域連合の特定個人情報保護評価書の6ページにある業務全体図と、千葉市の評価書の7ページにある業務全体図を見比べていただきたいのですが、今回、広域連合が保護評価の対象としているのは、網掛けのしてある「標準システム」の部分です。一方、千葉市が保護評価の対象としているのは、福祉総合システムの部分だけでなく、標準システムの窓口端末の部分を含めて対象としています。

(多賀谷部会長) 千葉市の業務全体図をみると、後期高齢者の標準システムの窓口端末と福祉総合情報システムの間、CDのようなイラストがありますが、CDを使って情報のやり取りをしているのですか。

(大木健康保険課長補佐) 実際は専用線で行っています。

(多賀谷部会長) 専用線で繋がっているということは、その部分はリアルタイムで行われているのでしょうか。

(金森市政情報室長) ここの部分についての再度、確認をさせていただきます。この部分の脆弱性については、各市町村の部分になります。

(多賀谷部会長) この部分は、各市町村の第三者評価で審議することになりますよね。

(金森市政情報室長) はい。いずれにせよ、各市町村の方の対象になりますので、広域連合だけに聞いても、なかなか難しいと部分があり、時間がかかるかもしれません。

(多賀谷部会長) 各市町村に聞く必要はないでしょう。やはり、広域連合に問い合わせればよいと思います。

(大木健康保険課長補佐) そうですね。広域連合が全部管理しておりますので。

(多賀谷部会長) 要するに、おそらく、千葉市のセキュリティには問題なく、また、広域連合についても問題ないと思うんですが、千葉市以外の市町村が全部大丈夫であるかという問題になるかと思います。標準システムの窓口端末と、各市町村の内部のシステムの間が、専用線で繋がっているのではなく、どこかで外部の線につながって、そこからウイルスを持ち込まれたらどうなるのか、という懸念があります。

(金森市政情報室長) 後期高齢者医療事務について、千葉県内の市町村で、全項目評価を行っているのは千葉市のみです。

(多賀谷部会長) 小さい市町村では、全項目評価をやっていないということですね。

(金森市政情報室長) はい。従いまして、どのくらいの評価を行っているか不明ですの

で、広域連合を通して照会すると多少時間がかかるかもしれません。

(多賀谷部会長) よろしくお願ひします。他にご意見はござひますか。

(稲垣委員) この図解が少し分かりにくいですね。

(健康保険課) それでは、7ページの業務全体図をご説明します。まず、今回の保護評価の対象についてですが、福祉総合情報システムと標準システムがありまして、おそらく、誤解を生みやすい部分としては、各市町村において標準システムの窓口端末がありますが、これとは別に、広域連合の部分にも同じく標準システムがあります。

広域連合の評価システムというものが、広域連合には本体とその出先としてのパソコン端末としてのその2つをあわせて標準システムというのが成り立っておりまして、今回、千葉市が行う保護評価は、標準システムの出先の部分の窓口端末と千葉市が保有している福祉総合情報システムの所が対象となっております。

広域連合は広域連合で、標準システムの方を別途、保護評価を行っておりまして、千葉市以外の他市町村についても、同じく重点項目だけの評価を行っている状況です。

福祉総合情報システムは、主に住民基本情報、個人住民税、介護保険の情報をインプットしまして、それをもとにデータを整理したものを広域連合に送るために、先ほど申し上げました、標準システムの窓口端末から広域連合の方に専用線で送っているという流れになります。

千葉市から広域連合へ送信したのち、千葉市の保護評価の対象外の部分ではありますが、広域連合の方で保険料が年額幾らかかるのかを確定させて、それを千葉市に送信するという作業になりますが、この部分は、千葉市の保護評価の対象部分となります。

千葉市の方では、年額の保険料の金額を受け取った後に、その後、何分割でお客様に請求するかといった情報は、千葉市の方の徴収業務として担当しておりますので、標準システムの窓口端末、ここは千葉市の保護評価の評価対象となりますが、ここで受け取った情報をさらに福祉総合システムの方に取り入れて、そこで整理してお客様に実際に請求するというような流れになります。それに付随して資格情報であったり、滞納情報というものがあひます。

こちらが、業務全体図の概略の説明ということになります。

(多賀谷部会長) 業務全体図を見ますと、千葉市の中で標準システムの窓口端末と、福祉総合情報システムとの2つあるわけですね。

(健康保険課) はい。

(多賀谷部会長) その間は、これはCDのイラストが描かれておりますが。

(健康保険課) 実際は専用線ですので、CDのイラストは削除します。

(多賀谷部会長) 広域連合の標準システムと、千葉市にある標準システム窓口端末、この2つは専用線で結ばれてひますよね。

(健康保険課) はい。

(多賀谷部会長) 標準システムの窓口端末と、福祉総合情報システムは、両方とも、千葉市の中にある。当然、標準システムの窓口端末は各市町村ごとにそれぞれあるのでしょが、福祉総合情報システム自体は、1か所にあるわけですね。

(健康保険課) 福祉総合情報システムは、ポートサイドタワーの中で管理しております。

(多賀谷部会長) 福祉総合情報システムと、標準システムの窓口端末とは、千葉市の専用線で結ばれてひますのですか。

(健康保険課) はい、そうです。

(多賀谷部会長) この部分は、CDのイラストが描いてありますが、仮に、専用線ではなく、実際にCDでやり取りしてひまするのであれば、リアルタイムでないわけですから、それなりの安全性が保たれてひまする気がひます。これは要するに福祉総合情報システムの中に

は、住民基本台帳や、個人市民税などの情報が入っているのですから、ここの所の安全性はどうかというのは、広域連合を通じてウイルスが入ってきたときに、どうようになるのかということが、気になるところです。

しかし、標準システムの窓口端末によって、広域連合の標準システムと福祉総合情報システムは繋がっているわけですね。

(健康保険課) はい。

(多賀谷部会長) その繋がりぐあいが、この業務全体図では、よくわからない。全部そのまま何でもできるというわけではないですね。当然、広域連合の方から福祉総合情報システムの中へそのまま入っていけるというわけではないですね。

(健康保険課) はい。そのようなことはありません。

(多賀谷部会長) そこのところを、区切りがどうなっているのかということ、もう少し説明していただきたい。

私の理解では、広域連合の標準システムと、標準システム窓口端末の所はほとんど一体だと思えますが、そこの部分は情報がリアルタイムで流れることになると思えます。しかしながら、福祉総合情報システムと標準システムの窓口端末の間の所には、何らかのセキュリティ的なガードがあって然るべきだと思います。

そこの部分は専用線になっているということですが、どういう情報を、どのように流れているのかということについて、もう少し詳しく説明していただきたいと思えます。

(健康保険課) そこの部分について、どのようなセキュリティ対策になっているかということ、調査いたします。

(多賀谷部会長) 私の理解で言えば、広域連合から、標準システムの窓口端末を経由して自由に、福祉総合情報システムに入ることはあり得ないと思えます。基本的には、福祉総合情報システムから、標準システムの窓口端末を経由して、必要な情報に限って広域連合へ提供する、そういうシステムでないと問題だと思っています。

(健康保険課) そのようなシステムにきちんとなっているということ、次回の保護評価部会で説明させていただきたいと思えます。

(多賀谷部会長) よろしく、お願いいたします。

(内山オブザーバー委員) 多賀谷部会長さん。ひとつ、ご質問してよろしいですか。

(多賀谷部会長) この場面で、オブザーバーの方に発言いただくかどうかということもありますが、ともかく、一つだけならどうぞ。

(内山オブザーバー委員) 情報提供ネットワークシステムとの連携はしないということでしたが、そうなると、マイナポータルでも見られないし、例えば、市民が自分の保険料は幾らになっているのかということ、個人番号カードで調べたいと思っても、それはできないということになるのですか。

(多賀谷部会長) そういうことではありません。

(内山オブザーバー委員) これは千葉市と広域連合のシステムの話だけで、住民が個人番号によって、どういう対応ができるのかということが、抜けている気がするのですが。

(健康保険課) 今回の保護評価書の中の範囲にあつては、情報提供ネットワークには繋がらないのですが、法律の改正が検討されておりまして、最終的な結論は完全には見えていないのですが、現在、通知が来ている段階では、広域連合の更に先の所で情報提供ネットワークシステムと最終的につながるといような通知が来ております。

(多賀谷部会長) 当然、この業務全体図では、左上の所で、広域連合と情報提供ネットワークシステムとは繋がっていますよね。

(健康保険課) はい。

(多賀谷部会長) 後期高齢者についての情報を広域連合でどのように持っているかとい

うことは、そこでポータルサイトで分かるわけですよ。

(内山オブザーバー委員) つまり、実施しないということではなくて、今後検討するということではないですか。

(多賀谷部会長) そうではなくて、広域連合の上に情報提供ネットワークシステムというのがあります。ただし、広域連合と各市区町村との間のやりとりは、情報提供ネットワークシステムを使いませんから、そこには出てこないということです。結果として、どういふに我々の後期高齢者の情報が広域連合で扱われているかということは、情報提供ネットワークシステムを使って、マイナポータルでできるそうです。

(内山オブザーバー委員) できるということですね。

(金森市政情報室長) 広域連合の方から、情報提供ネットワークシステムにいくという形になりますので、市民の方は、情報提供ネットワークで得ることができます。

(内山オブザーバー委員) 分かりました。

(金森市政情報室長) これは同じシステムでありながら、評価の範囲が別れているので、分かりづらい部分があるかと思います。

(多賀谷部会長) 他に、よろしいでしょうか。

(なし)

(多賀谷部会長) それでは、様々な質問、指摘がありました。それについては、次の会議でまたご説明してください。

(金森市政情報室長) 今の指摘について、保護評価書にはリスク対策という所がございますので、それを含めての話でしょうか。

(多賀谷部会長) それで結構です。

(金森市政情報室長) どのような状況になっているかということと、それに対するリスク対策はこのように考えていますということ、必要に応じて修正があるかもしれませんが、そのような説明をさせていただきます。

(多賀谷部会長) よろしくお願ひします。

(金森市政情報室長) リスクの対応のところも含めて、様々な問題があったということで、各市町村の状況を含めて説明していきたいと思ひます。

(多賀谷部会長) 問題というよりも、十分了解できることが、簡潔に説明されていなく、複雑になっているので、その所をもう少し詳しく説明していただきたいということです。他にございますか。

まだ時間がありますので、リスク対策の部分を説明していただひてよろしいですか。

【実施機関の説明】

(健康保険課) それでは、保護評価書の21ページ、「Ⅲ 個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」をご覧ください。

リスク1の「目的外の入手が行われるリスク」についてですが、広域連合の方では基本的に外部ネットワークと繋がっていないので、まず、外部から何らかのアクションがあるということについては問題ないということになります。

「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」については、「広域連合からの入手」についても、「庁内・市民からの入手」についても、基本に沿った内容を記載しておりまして、氏名、生年月日などを一つひとつ個人番号と確認します。

また、「必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」については、千葉市の単体用の様式につきましては、なるべく個人番号を書く欄を減らしたり、必要性の低い個人情報を記載させないというような内容が、必要以外の情報を入手することを防止する措置として、記載しております。

次に、22ページをご覧ください。リスク2の「不適切な方法で入手が行われるリスク」についてですが、こちらも同じく汎用性のシステムを用いているので、他の所から不適切な方法で入手されることはないという説明をしております。広域連合の標準システムは、基本的に各市町村からの情報のみ入力ということになっておりますので、専用線以外では入手がないということに記載しています。

また、千葉市の中からの入手につきましては、後期高齢者医療事務の取り扱える職員を限定することで、そもそも不特定多数の人がその事務に関わらないという形で限定しています。

また、当初は後期高齢者医療に入る場合というのは、新たに申請書を提出するというようなことが法律上では規定されているのですが、それに付随して住民基本台帳の方で省略できるものであれば、後期高齢者医療に加入するという申請書は必要ないということがありますので、基本的には住民基本台帳システムから、現在は資格情報などの個人情報を入力しておりますので、そのような点からも不適切な方法で入手されるリスクはないということに記載しております。

次に、リスク3の「入手した特定個人情報が不正確であるリスク」についてですが、これは、入手の際の本人確認の措置の内容、個人番号の真正性確認の措置の内容、特定個人情報の正確性確保の措置の内容、ということですが、広域連合については、各市町村から専用線で送信されるので、各市町村の方が間違っていないければ大丈夫であろうという認識です。また、千葉市の方も、今回、特定個人情報の導入に伴って個人番号カードを提示していただくということになりまして、こちらについて確認をより強化するといった内容を記載しています。例えば、きちんと住民基本台帳を確認するであるとか、もし、特定個人情報カードを持っていないければ、それ以外の確認内容の方法で、正確に個人を確認するといった内容を記載しております。

続きまして、23ページをご覧ください。リスク4の「入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失するリスク」についてですが、広域連合については、専用ネットワーク、専用線に対してファイアウォールであったり、ウイルス対策ソフトを適正に措置しているといった内容を記載しております。

逆に広域連合の方は窓口業務がないので、システム的な部分で管理すれば良いのです。

千葉市の方では、個人情報を紙媒体で提供いただく場合がありますので、施錠ができる管理体制のもと、漏えいのないように管理するなど、基本的なことになりますが、申請書を受け取ったら放置せずに速やかに保管するなり、千葉市役所の方でいつまでも保管するのではなく、すみやかに広域連合に送付するといった対応を行います。

また、電子データに対する措置につきましては、特定個人情報については、電磁的記録媒体への記録は原則的に行わないであるとか、記録媒体を使用する場合は特定の担当者のみが取り扱うであるとか、情報の入手は、インターネットにつながるネットワークでは行わないといった措置を考えております。

続きまして、24ページをご覧ください。「3 特定個人情報の使用」について、リスク1の「目的を越えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク」についてですが、こちらは千葉市が保有しているシステムは、広域連合が保有しているシステムと同じような取り扱いとなりまして、特定の職員のみが使えるようにする、後期高齢者医療事務以外の者による処理は行わない、あと、委託受注者に対して、例えば、システム運用などは外部へ委託をするのですが、必ず契約書で、個人情報の収集の制限、目的外の提供の制限を規定しております。

リスク2の「権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク」についてですが、こちらについても、広域連合側、千葉市側も同じでござ

いまして、アクセス制限を行うこと、ID管理で、誰がどのぐらい時間を使ってログインしているかといったアクセスログを取得して管理するといった内容を記載しております。

アクセス権限の発効・失効の管理につきましては、例えば、定期的にユーザーIDやアクセス権限の再確認をしたり、職員の異動・退職により業務上アクセスが不要となったものについては、速やかに、変更・削除を行い、残存を防止することとしております。

広域連合の方では、広域連合側でIDの管理をしているので、千葉市が直接管理するということはありませんが、広域連合側で、例えば、このIDであればどこの事務までできるかといった対応表を作成するなどの予定となっております。

(多賀谷部会長) 標準システムの窓口端末のアクセス権限と、福祉総合情報システムのアクセス権限はイコールではありませんよね。

(健康保険課) そうですね。管理している人が変わってきまして、千葉市側のシステムはもちろん千葉市なので、全て千葉市側でアクセスの権限を付与します。

(多賀谷部会長) 千葉市の職員の中でも、福祉総合情報システムと標準システム窓口端末の両方にアクセスできる人もいれば、福祉総合情報システムだけにしかアクセスできない人もいるわけですね。それとも、福祉総合情報システムに入れる人は、すべて、標準システムの窓口端末のアクセス権限を有するのですか。

(健康保険課) IDの付与次第となりますが、実情は両方のシステムにアクセスでき、2種類のIDを付与されている状況です。

(多賀谷部会長) そうはいつでも、同じIDではないですよ。

(健康保険課) ID自体は別々になっております。特定個人情報の使用の記録につきましては、アクセスログにより監視しているということになります。

次に、25ページをご覧ください。リスク3の「従業者が事務外で使用するリスク」についてですが、ID管理により、操作権限が付与されていない職員等が操作できない機能を設けたり、情報システム管理者が定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないか点検などをしております。

リスク4の「特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」についてですが、広域連合の方でも千葉市の方でも、データを抽出してエクセルなどで編集できる機能というのが、標準システムでも、福祉総合情報システムでも、特定個人情報からの運用についてもそのような機能は設けないということで、不正に複製されるリスクに対応しています。

次に、26ページをご覧ください。「4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」についてですが、まず、情報保護管理体制の確認というところで、委託業者とどのようなやりとりを行っているかというところですが、目的外の利用の禁止など、契約時に個人情報取扱特記事項を明記した契約書により、契約を締結しております。

その下の特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限については、先ほど申し上げた管理者・操作者といった人の管理です。

その下の特定個人情報ファイルの取扱いの記録についても、同じくログの管理であったり、システムの操作ログの保管期間は、公文書管理規則により5年保存という内容を記載しています。

続きまして、特定個人情報の提供ルールについてですが、委託先から他者へ提供する場合というところについても、再委託の必要性和管理上の問題がない場合に、再委託を認めることとしております。

特定個人情報の消去のルールについてですが、委託が終了した場合は、返還、消去、破棄を定めて、その報告させるとともに、職員がその内容を確認するということを定めております。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの適切な取扱いに関する規定については、先ほど

説明したとおり契約書の中に記載させていただいております。

その下の再委託先の特定個人情報ファイルの適正な取り扱いについては、再委託については千葉市が承認した場合のみ例外的に認めることとし、外部委託をするときのチェックリストに基づき確認をしております。

続きまして、27ページをご覧ください。「5 特定個人情報の提供・移転」についてですが、今回の保護評価書の対象の中で、移転が行われる、情報のやりとりが行われる部分は、千葉市のシステムと広域連合の出先のシステムである窓口端末、その部分のところだけ唯一かかわりがありますので、そこについて言及させていただいております。

リスク1の「不正な提供・移転が行われるリスク」についてですが、特定個人情報の提供・移転の記録については、窓口端末へログインしたときに、職員認証の他に、ログインを実施した職員・時刻・操作内容の記録が実施されるということで、広域連合の方が適正にアクセスログを管理していることが記載されています。

次に、特定個人情報の提供・移転に関するルールについてですが、千葉市の窓口端末から広域連合の標準システムへのデータ転送に関する記録を確認して、不正なデータの配信が行われていないかを点検します。

その他の措置の内容については、番号法に基づく罰則規定があることや、個人番号の盗用等発生した場合は、個人番号の変更を行うことが記載されています。

リスク2の「不適切な方法で提供・移転が行われるリスク」についてですが、ID管理やウイルス対策ソフトなどについて記載しております。

リスク3の「誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク」についてですが、専用ネットワークでの接続されている、といった内容を中心に記載しております。

続きまして、28ページをご覧ください。「6 情報提供ネットワークシステムとの接続」につきましては、今回の保護評価対象の中では情報共有ネットワークと接続することはないので、こちらは全て割愛してあります。

続きまして、29ページをご覧ください。「7 特定個人情報の保管・消去」についてですが、特定個人情報をどのように保管するのか、どのように消去するのか、といった内容を記載してあります。

物理的対策については、まず、サーバー室については監視カメラによって監視していること、停電によるデータ消失を防ぐために、非常用自家発電機を備えた建物であるということ、火災によるデータ消失を防ぐために、ガス系消化設備を有した建物である、といった内容を記載しています。

また、執務室については、端末にはセキュリティワイヤーを用いて管理していることを記載しています。

サーバー自体が物理的に壊れたときのために、遠隔地でのデータの保存なども記載しています。

また、技術的な対策については、不正プログラム対策、不正アクセス対策を記載しています。

31ページをご覧ください。リスク2の「特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク」についてですが、こちらは、リアルタイムで住民基本台帳システムと繋がっていますので、常に上書きされる、といった内容が記載されています。

リスク対策に対するご説明は、以上でございます。

(多賀谷部会長) 専用ネットワークであっても、リスクはありますから、ウイルス対策ソフトは一応入れておくということですか。

(健康保険課) はい。

(多賀谷部会長) 23ページに「窓口端末と広域連合の標準システムとの通信には認証・通信内容の暗号化を実施している」と記載されていますが、どのような暗号ですか。また、どのレベルの暗号ですか。暗号化は負荷が高くなりますから、どの程度の暗号を使っているのということです。どういう暗号を使っているということ自体を公開することは、問題かもしれませんが。

(健康保険課) 確認させていただきます。

(多賀谷部会長) 金森室長さん、後日、本日欠席した藤谷委員の所に説明に行くと思いますが、実施機関の職員も同席していただいて、このあたりを詳しく説明していただいでください。

(金森市政情報室長) 本日のご指摘や、質問については、可能な限り用意した上で、藤谷委員へ説明に伺いたいと思います。

(多賀谷部会長) その他よろしいでしょうか。

(なし)

(多賀谷部会長) 今回は、保護評価書のご説明を受けましたが、保護評価部会をもう一度開催するのですか。

(金森市政情報室長) はい。資料1「特定個人情報保護評価スケジュールについて」をご覧ください。本日の保護評価部会が、④の「第3回保護評価部会(事前点検)」でございます。本日、気づかなかつたことや、再度、保護評価書を読んだ上での意見なども当然あるかと思ひます。7月21日までにお気づきの点等、ご質問等があれば、提出いただければと考えております。

法律上は、市民意見聴取手続を行ったうえで、第三者点検を実施し、その後、国へ提出することとなっていますので、7月21日までにいただいた質問に対する回答を踏まえて、それを8月6日に開催します次回の保護評価部会で、もう一回説明させていただきます。部会から審議会(親会)への報告書案を作成することになります。

(多賀谷部会長) 分かりました。

議事(2) その他

(多賀谷部会長) 議事(2)のその他についてよろしいでしょうか。

(金森市政情報室長) それでは、本日の会議の議事録の確定方法についてでございます。後日、事務局で議事録の案を作成し、あわせて非公開とすべき部分を検討し、明示した上で、委員の皆様へお送りいたしまして、ご意見を頂戴いたします。そこでいただいたご意見をもとに修正案を作成いたしますので、その確定については部会長さんのほうに一任していただく形をお願いしたいと思ひておりますが、いかがでしょうか。

(多賀谷部会長) よろしいですか。

(異議なし)

(多賀谷部会長) それでは、最終確定については私の方で判断しますので、よろしくお願ひします。

そのほか、何かありますでしょうか。

(金森市政情報室長) 確認事項でございますが、7月21日までの質問等につきましては、特に様式等はございませんので、メール、FAX、郵送等で提出してください。

以上でございます。

(多賀谷部会長) それでは、以上をもちまして、第3回特定個人情報保護評価部会を終了いたします。

(金森市政情報室長) 本日は、慎重にご審議をいただきまことにありがとうございます。今後ともよろしくお願ひいたします。

——了——